

### 3. 議会関係

(14) 懲罰処分に関する争訟の状況に関する調査 (令和3年4月1日 から 令和5年3月31日 まで)

① 都道府県分 <該当なし>

② 市区町村分

都道府県名	市区町村名	処分年月日	懲罰の種類	処分の理由	審決申請年月日	審決年月日	審決要旨	出訴年月日	裁判所名	判決年月日	判決の要旨	執行停止年月日	備考
北海道	本別町	R3. 4. 27	除名	町国保病院の運営に関する特別委員会における資料についてSNSに投稿したことが起因となり、町国保病院との関係が損亡され、当該特別委員会の議事運営を阻害されたことに対し、陳謝の懲罰を科したが、陳謝文の朗読を拒否し、議決事項に反故したため。	R3. 5. 18	R3. 10. 8	本件処分は懲罰事犯が存在しないか、仮にあったとしても明らかに処分内容との均衡を欠くものであり、裁量権の範囲を超え違法である。						
兵庫県	洲本市	R4. 12. 28	出席停止	特定の私人が犯罪に関与したかのような誤った事実を公然と摘示する発言を行い、同人の社会的評価を著しく低下させ、もって議会の品位を貶めたため等。	R5. 1. 17								審理中
和歌山県	串本町	R4. 3. 7	出席停止	陳謝の懲罰を拒否したため	R4. 3. 14	R4. 11. 2	審決申請には理由がないため棄却する						
岡山県	鏡野町	R3. 10. 5	除名	鏡野町議会会議規則第102条「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」に違反したため	R3. 10. 19	R4. 3. 7	本件審決の申請を棄却する。						
高知県	安芸市	R3. 9. 21	出席停止	本会議において、再度陳謝しなかったため	R3. 9. 30	R4. 3. 31	本件処分に至った申請人の行為は、いずれも懲罰事由に該当するものである。審決申請は、棄却する。						訴えの提起はなし。
福岡県	久山町	R3. 8. 17	出席停止	不適切発言を行ったにもかかわらず、謝罪および陳謝を拒否し、議会の品位の尊重について定めた久山町議会会議規則第102条に違反し、会議における秩序の維持を大きく損なったため	R3. 8. 25	R4. 7. 27	審決申請を棄却						
宮崎県	三股町	R3. 5. 13	除名	議長として中立公正な立場を捨て去り、自らの独善的な意見を押し通し、また、これに反対する議員の発言を封殺・黙殺し、積極的に議員の職責を妨害するなど議会の混乱を起こしたため	R3. 5. 20	R4. 2. 9	処分庁が令和3年5月13日に申請人に対して行った本件処分を取り消す						
宮崎県	三股町	R4. 6. 8	出席停止	議会正常化特別委員会の音声データを無断複製し、第三者にその音声を開かせたため	R4. 6. 22	R5. 3. 27	処分庁が令和4年6月8日に申請人に対して行った本件処分を取り消す						
計	7団体				8件			0件				0件	